

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局計画課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

高齢者虐待等を事由とする

介護保険事業所の指定取消について

計2枚（本紙を除く）

Vol.32

平成20年4月17日

厚生労働省老健局計画課

認知症・虐待防止対策推進室

[ 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます  
ようよろしくお願ひいたします。 ]

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3869)  
FAX：03-3595-3670

事務連絡  
平成20年4月17日

都道府県  
各 指定都市 介護保険所管課 御中  
市町村

厚生労働省老健局  
計画課認知症・虐待防止対策推進室  
総務課介護保険指導室

### 高齢者虐待等を事由とする介護保険事業所の指定取消について

介護保険事業の運営に当たりましては、日頃より多大なるご尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、本日、岡山県津山市において、別紙のとおり、高齢者虐待等を事由とする介護保険事業所の指定取消について通知されました。

介護保険法第78条の4第6項等では、認知症対応型共同生活介護をはじめとする介護サービス事業者に対して、要介護者の人格を尊重するとともに、介護保険関係法令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない旨が義務づけられており、今回の事例は、当該条項をはじめとする介護保険法違反を取消事由として行われたものです。

具体的には、利用者家族等からの苦情を受け、介護保険法所管課では、介護保険法の規定に基づく監査により高齢者虐待の疑いを発見し、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「高齢者虐待防止法」という。)の規定に基づく市町村(高齢者虐待防止法所管課)への通報を行っています。

高齢者虐待防止法所管課では、高齢者虐待ケース検討会において、今回の事例を高齢者虐待であると認定しています。

これらの状況を踏まえ、介護保険法所管課において、介護保険法の規定に基づく指定の取り消しが行われたところです。

高齢者虐待防止法では、市町村長又は都道府県知事に対して、高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとされていることから、各地方公共団体においては、自治体間あるいは高齢者虐待防止担当部局と指導監督部局とが連携し、このような事例の未然防止、早期発見に取り組んでいただくとともに、発見した場合の対応等に適切に取り組まれるようお願いします。

## 介護保険地域密着型(介護予防)サービス事業者の指定取消について

- 1 事業所名 特定非営利活動法人 高齢者介護研究研修実践の会Ring  
理 事 長 藤 井 諭  
住所：津山市日本原199番地
- 2 指定年月日 認知症対応型共同生活介護事業所：平成16年7月1日  
介護予防認知症対応型共同生活介護事業所：平成18年4月1日
- 3 経 緯  
平成20年3月14日 利用者家族等からの事業所の対応に対する苦情に  
対し、改善を求めていたが改善が見られないこと  
から監査を実施  
監査時に、事業所ぐるみの高齢者虐待、虚偽の答  
弁、虚偽の報告を確認  
平成20年3月26日 岡山県と指定取消に関する対応について協議  
平成20年4月 4日 聴聞通知発出  
平成20年4月15日 聴聞実施  
平成20年4月17日 事業所あて指定取消通知  
平成20年4月30日 指定取消日
- (処分の該当条項)  
○認知症対応型共同生活介護事業所  
　介護保険法第78条の9第6号、第9号及び第10号  
○介護予防認知症対応型共同生活介護事業所  
　介護保険法第115条の17第6号、第8号及び第9号
- 4 指定取消しの事由  
(1) 高齢者が衰弱している状態を把握しながら放置する等、高齢者虐待が行  
われていた。（介護保険法第78条の4第6項及び第115条の13第6項に規定す  
る義務に違反するため、同法第78条の9第6号及び第115条の17第6号に該  
当）  
(2) 市が実施した監査において、利用料の取扱いに関する虚偽の答弁を行  
った。（介護保険法第78条の9第10号及び第115条の17第9号に該当）  
(3) 市が実施した監査において、勤務をしていない管理者が勤務したように  
勤務実績報告を作成し、虚偽の報告を行った。（介護保険法第78条の9第9  
号及び第115条の17第8号に該当）
- 5 報酬返還について  
報酬返還はなし
- 6 連座制について  
なし
- 7 利用者の移行先について  
確保済み